

取引や証明に使用している「はかり」は 必ず定期検査を受けましょう

2025 年  那覇市

「はかり」の定期検査とは

「はかり」を長い間使用していると誤差が生じることがあります。そこで、取引や証明に使用する「はかり」については、2年に1回の定期検査（裏面参照）を受けることが義務付けられています。この検査に合格すると、右図のようなシールが貼付されます。

「代検査」という制度があります

市が行う定期検査の日時に受検できない、台数が多くて持ち込みが困難な場合は、計量士が行う検査（代検査）を利用してください。代検査に合格すると、右図のようなシールが貼付され、市が行う定期検査が免除になります。料金については、代検査事業所にお問い合わせください。



代検査事業所	住所	電話番号
沖縄計量器（株）	那覇市港町2-4-13	975-7630
（株）国際重機	那覇市字安謝653	868-1616
（有）サンテクノ	うるま市喜仲1-1-25	973-3468
（株）テクノ・スケール	うるま市与那城屋慶名3520	989-8118
（有）沖縄メンテナンス	島尻郡八重瀬町後原1169-1	998-6121

「はかり」を購入するときは

「はかり」を取引や証明に使用するときは、右図のような検定証印か基準適合証印がついているものを購入して使用してください。



家庭用マークの「はかり」は取引や証明には使用できません

家庭で使用する体重計や料理用はかり等には右図のようなマークがついています。このマークのついた「はかり」は取引や証明には使用できません。



検査の対象になるはかりの例

- ・スーパー・商店などで商品の売買に使用するはかり
- ・病院、保健所、学校、幼稚園、保育所などで健康診断等に使用する体重計
- ・病院、薬局などで調剤に使用するはかり
- ・宅配便などで運賃の算出に使用するはかり
- ・給食センターで残量調査用に使用するはかり
- ・農水産物などの売買のために使用するはかり
- ・工場・事業場などの原材料の購入・製品の販売・出荷のために使用するはかり
- ・公共機関への報告又は公共機関が行う計量で、統計の公表などを目的として使用するはかり

検査の対象にならないはかりの例

- ・飲食店、給食センターなどで調配合用に使用するキッチンスケール
- ・公衆浴場等に備えつけられている体重計
- ・郵便物の料金の目安を調べるために使用するはかり
- ・工場・事業場などで原料の調配合や工程管理に使用するはかり
- ・農家で肥料配合用に試しはかりとして使用するはかり

注意 ※取引や証明に使用するはかりにおいて、定期検査もしくは代検査を受けない場合、50万円以下の罰金に処せられます。（計量法第173条）



那覇市

市民文化部 市民生活安全課

☎098-862-9955

はかり定期検査のお知らせ

計量法の規程により「はかり」の定期検査を行います。取引や証明に使用しているすべての「はかり」が検査の対象になります。お近くの検査場所にて検査を受けてください。

はかりの定期検査日程表

検査期日 (2025 年)	検査場所	住所
11 月 13 日 (木)	なは市民協働プラザ 1 階 第 2 学習室	那覇市銘苅 2-3-1
11 月 14 日 (金)		
11 月 17 日 (月)	第一牧志公設市場 3 階 多目的室	那覇市松尾 2-10-1
11 月 18 日 (火)	鏡水ふれあい会館 会議室 1	那覇市小祿 909
11 月 19 日 (水)	のうれんプラザ 1 階	那覇市樋川 2-3-1
11 月 20 日 (木)	那覇市役所 1 階 市民会議室	那覇市泉崎 1-1-1

※検査時間は 10:00~12:00、13:00~15:00 です。

※予約不要。

用意するもの

1. はかりと組んで使用する分銅・おもりも持参してください。
2. 検査手数料は、右欄検査手数料一覧表を参照し、お釣りが出ないよう現金をご用意ください。
3. 電子ばかりは、普段使用しているコンセントや電池も各自ご持参ください。

はかり持ち込み時の注意事項

1. はかりを会場に持ち込む際は、ストッパーを使用するなど、針がゆれないように注意して運搬してください。
2. はかりは、事前に汚れを良く拭き取ってからご持参ください。

お問い合わせ



那覇市

市民文化部 市民生活安全課

☎ 098-862-9955

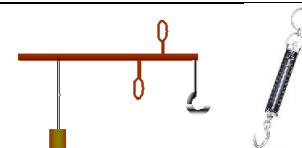
検査手数料一覧表

1. 電気式のもの又は光電式のもの



ひょう量	手数料
100 kg 以下	1,400 円
250 kg 以下	1,800 円

2. 棒はかり又は直線目盛りばね式はかり



ひょう量	手数料
全範囲	250 円

3. 上記に掲げるものの以外のもの



ひょう量	手数料
100 kg 以下	500 円
250 kg 以下	900 円

◎分銅及びおもりの手数料は 1 個当たり 10 円追加



手動指示併用はかり



その他の手動はかり



不等比皿手動はかり



手動てんびん



等比皿手動はかり



◎最小目盛がひょう量の 1 万分の 1 未満のものは、上記手数料が 2 倍になります。

◎ひょう量が 200 kg を超えるはかりは、お問い合わせください。